

○糸島市広告掲載事業実施規程

平成22年 1 月 1 日

告示第10号

改正 平成28年 3 月31日告示第68号

(目的)

第1条 この告示は、広告媒体に対し広告掲載を行う糸島市広告掲載事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定め、市の財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 市が作成する広報紙等の印刷物、市の施設、公用車、ホームページその他市が提供する媒体をいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に対する個人、団体、企業等による広告の掲載又は掲示をいう。

(広告媒体の選定等)

第3条 広告媒体及び広告媒体ごとの広告掲載の位置、サイズ、枠数、掲載期間、掲載方法等については、当該広告媒体の本来の用途、目的及び使用上の安全を妨げない限度において市長が定める。

(掲載の基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告媒体に広告を掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 景観風致を害するおそれのあるもの
- (5) その他掲載する広告として市長が定める基準を満たさないもの

(広告の募集方法等)

第5条 広告の募集方法及び選定方法については、広告媒体ごとの性質等に応じて、市長が定める。

(平28告示68・一部改正)

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載をしようとする者（以下「申請者」という。）又は申請者に代わって広告代理業を営む者、広告看板等の製作者その他これらに類する者（以下「申請代理人」という。）が広告掲載をしようとするときは、糸島市広告掲載申請書（様式第1号）に、当該広告の内容、デザイン、形状、材質等を記載した原稿若しくは企画書等（以下「広告原稿」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、広告原稿を後日提出することができる。

(掲載の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、この告示及びこの告示により定める基準によりその内容を審査のうえ広告掲載の可否を決定し、糸島市広告掲載決定通知書（様式第2号）又は糸島市広告非掲載決定通知書（様式第3号）により申請者又は申請代理人に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、行政財産について前条の規定による申請を受けたときは、この告示及びこの告示により定める基準によりその内容を審査のうえ広告掲載の可否を決定し、糸島市広告掲載許可通知書（様式第4号）又は糸島市広告掲載不許可通知書（様式第5号）により申請者又は申請代理人に通知するものとする。

（平28告示68・一部改正）

(広告主及び広告取扱者の義務)

第8条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた申請者（以下「広告主」という。）及び申請代理人（以下「広告取扱者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容に瑕疵、虚偽、誤記等がないよう注意を払うこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害しないこと。
- (3) 広告に関する財産権について、その権利事務を完了したうえで申請すること。

2 広告主及び広告取扱者は、前項各号に掲げる事項に関し、第三者から苦情、被害、救済、損害賠償等の請求があったときは、自らの責任でこれを解決しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 広告主及び広告取扱者は、決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載の協議)

第10条 広告主及び広告取扱者は、広告を掲載するときは、広告掲載の方法、日程等について市長と協議のうえ、その指示に従わなければならない。

(広告掲載料等)

第11条 広告掲載料及び行政財産使用料（以下「広告掲載料等」という。）は、別に定める。

2 広告主及び広告取扱者は、市長が指定した期限までに広告掲載料等を納入しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 既に納入した広告掲載料等は、返還しない。ただし、市長が広告主の責めに帰すことのできない事由があると認めるときは、この限りでない。

（平28告示68・一部改正）

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 編集又は発行上の支障になるとき。
 - (2) 広告掲載料等を市長が指定した期限までに納入しなかったとき。
 - (3) 広告原稿を市長が指定した日までに提出しなかったとき。
 - (4) 第4条の掲載の基準に抵触したとき。
 - (5) 第8条及び第9条の規定に違反したとき。
 - (6) 広告主が、倒産、解散等により消滅したとき。
 - (7) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 市長は、広告掲載の決定を取り消したときは、糸島市広告掲載取消通知書（様式第6号）により広告主又は広告取扱者に通知するものとする。

（平28告示68・一部改正）

（広告の撤去）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の撤去、削除又は塗りつぶし等を行うことができる。

- (1) 広告主及び広告取扱者が広告の掲載期間満了後においても広告を撤去又は削除しないとき。
 - (2) 前条の規定により広告掲載に係る許可の取り消された広告主及び広告取扱者が広告を撤去又は削除しないとき。
 - (3) 広告主が、糸島市指名停止等措置規程（平成22年糸島市告示第24号）第4条の規定により指名停止を受けたとき。
 - (4) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 前項の広告の撤去、削除又は塗りつぶし等に要する費用は、広告主及び広告取扱者の負担とする。

（広告主等の責任）

第14条 広告の内容に関する責任は、広告主及び広告取扱者が負うものとする。

- 2 市が所有又は管理する施設等に広告を掲載する広告主及び広告取扱者は、当該広告の掲載期間満了後速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。この場合において、広告の撤去に要する経費は、広告主及び広告取扱者の負担とする。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の前原市広告掲載事業実施規程（平成19年前原市告示第95号）の規定によりされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成28年 3 月31日告示第68号）
この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

糸島市広告掲載申請書

年 月 日

糸島市長 様

(申請に来た人)

氏名

糸島市広告掲載事業実施規程第6条の規定により、下記のとおり広告掲載を申請します。

記

1 申請者又は申請代理人	住 所 (所在地)	〒
	氏 名 (名 称)	印
	代 表 者 名	
	業 種	
	電 話 番 号	()
	F A X 番 号	()
2 広告媒体	☐ 広報いとしま [掲載回数 回] ・掲載希望月 年 月 日号 年 月 日号 年 月 日号 年 月 日号 ・継続して掲載を希望する場合 年 月～ 年 月の 日号	
	☐ 上記以外の場合() ・掲載を希望する期間等 年 月 日～ 年 月 日	
3 区 画 数	区画	
4 掲 載 内 容		
※ 備 考		

様式第2号(第7条第1項関係)

糸島市広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けで申請があった広告掲載については、掲載することに決定したので、糸島市広告掲載事業実施規程第7条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 広告媒体の種類
- 2 掲載月、掲載期間等

[illegible]

様式第3号(第7条第1項関係)

糸島市広告非掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けで申請があった広告掲載については、掲載しないことに決定したので、糸島市広告掲載事業実施規程第7条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 広告媒体、掲載月、掲載期間等

広告媒体	掲載月、掲載期間等

2 非掲載の理由

様式第4号（第7条関係）

糸島市広告掲載許可通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けで申請があった広告掲載については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定により許可したので、糸島市広告掲載事業実施規程第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 広告媒体の種類

2 掲載月、掲載期間等

[illegible]

様式第 5 号（第 7 条関係）

糸島市広告掲載不許可通知書

第 号
年 月 日

様
糸島市長

年 月 日付けで申請があった広告掲載については、不許可としたので、
糸島市広告掲載事業実施規程第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 広告媒体、掲載月、掲載期間等

広告媒体	掲載月、掲載期間等

2 不許可の理由

<審査請求等>

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

様式第6号(第12条関係)

糸島市広告掲載取消通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けで申請があった広告掲載については、掲載の取消しを決定したので、糸島市広告掲載事業実施規程第12条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 広告媒体、掲載月、掲載期間等

広告媒体	掲載月、掲載期間等

2 取消しの理由

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条第 1 項関係)

(平28告示68・一部改正)

様式第 3 号 (第 7 条第 1 項関係)

(平28告示68・一部改正)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

(平28告示68・追加)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

(平28告示68・追加)

様式第 6 号 (第12条関係)

(平28告示68・旧様式第 4 号繰下)